

## 「肝属川水系流域治水協議会」「同 幹事会」を設置して検討

1. 予定
  - R2秋頃に、流域対策やソフト対策の方向性を「中間とりまとめ」として公表
  - 本年度末には、「流域治水プロジェクト」を策定し公表
2. 協議会メンバー
  - 流域自治体：鹿屋市長、東串良町長、肝付町長
  - 鹿児島県：土木部河川課長、危機管理防災局災害対策課長
  - 南部九州土地改良調査管理事務所長
  - 大隅河川国道事務所長
3. 協議会の下部組織として「幹事会」を設置
  - ⇒協議会組織の実務者レベルで構成。
  - ⇒流域治水は様々な部署が関係するため、議論の内容により、臨機応変にメンバーの追加やオブザーバーとしての参加を求める。
4. 今後の協議会等検討スケジュール
  - 協議会は秋頃の「中間とりまとめ」公表及び年度末の「流域治水プロジェクト」策定・公表に併せて開催。
  - 幹事会で具体的内容について検討・抽出・確認を実施。

|      | 7月 | 8月             | 9月                      | 10月 | 11月  | 12月 | 1月   | 2月 | 3月              |
|------|----|----------------|-------------------------|-----|------|-----|------|----|-----------------|
| 行事予定 |    | ←→<br>流域対策等の抽出 | ●<br>中間とりまとめ〔公表〕        |     |      |     |      |    | ●<br>プロジェクト〔公表〕 |
| 協議会  |    | ●8/4<br>第1回    | ●<br>第2回                |     |      |     |      |    | ●<br>第3回        |
| 幹事会  |    | ●8/4<br>第1回    | ●第2回<br>(各機関対策抽出内容等の確認) |     | ●第3回 |     | ●第4回 |    |                 |

幹事会は検討の進捗によって、開催時期や回数を臨機に検討する

次年度以降  
→随時、対策の実施状況等のフォローアップを行う。

# 【参考】水防災意識社会再構築ビジョンと流域治水プロジェクト

## 水防災意識社会再構築ビジョン

水防法第15条の9、10に記載(H29.6.19施行)

### 背景

- ・鬼怒川が決壊した平成27年9月関東・東北豪雨のような水害は、全国どこの河川においても発生する可能性がある。
- ・今後、気候変動により、関東・東北豪雨で発生したような施設能力を上回る洪水の発生頻度は高まる。

### 目的

- ・河川管理者のみならず、市町村、住民、企業等が水害のリスクを共有し、主体的に行動できるよう意識を変革すること。
- ・施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築すること。

## 流域治水プロジェクト

- ・令和元年東日本台風での広範囲にわたる記録的な大雨など、近年、毎年必ず大規模な自然災害が発生。
- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。

- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、事前防災対策を加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。